

沖高保発第21-143号  
平成21年11月16日

LPガス製造事業所 各位  
充填事業者（バルクローリー所有事業所）各位

(社) 沖縄県高圧ガス保安協会

### 労働安全衛生法に基づく第1種圧力容器に係る対応について（お知らせ）

見出しの件について、この度（社）エルピーガス協会より別紙のとおりお知らせがありました。

労働安全衛生法に定める第1種圧力容器を取り扱う製造事業所等（一・二次基地、充填所、オートガススタンド等）においては労働安全衛生法の規定により、内容積1m<sup>3</sup>（LPG420kg）以上の貯槽（バルク貯槽含む）又は容器を設置してLPガスを取り扱う事業所では高圧ガス保安法により現在選任されている保安係員又は保安監督者とは別に「第1種圧力容器取り扱い作業主任者」を選任し、「氏名」及び「取り扱い業務に関する事項」を事業所に掲示することが定められています。

これまで協会として上記の内容については労働安全衛生法での規定であることから特別な指導はしておりませんでした。他県で一部LPガス製造事業所が当局より指導を受ける事態が発生したことを受け、内容の周知を図ることとしました。

県内のすべてのLPガス製造事業所が対象になると思われまますので、別添の日本LPガス団体協議会の資料に基づき手続きをとっていただきますようお願い致します。

尚、「第1種圧力容器取扱作業主任者」免状については「高圧ガス製造保安責任者免状」等を所持していれば下記の窓口で申請し取得可能ですので手続きをされますようお願いいたします。

### 記

申請窓口（お問い合わせ） 沖縄労働局 労働基準部 安全衛生課  
那覇市おもろまち2-1-2（那覇第2合同庁舎1号館3階）  
TEL 098-868-4402

宮古労働基準監督署  
宮古島市平良字下里1016（平良地方合同庁舎1階）  
TEL 0980-72-2303

八重山労働基準監督署  
石垣市字登野城55-4（石垣地方合同庁舎2階）  
TEL 0980-82-2344

### 免状申請に必要なもの

- ・免状申請用紙（窓口にあります）
- ・写真（2.4cm×3cm）1枚
- ・申請手数料（収入印紙 1,500円）
- ・返信用に使用する切手（380円分の切手）
- ・高圧ガス製造保安責任者免状（原本を持参）

※本人確認が可能なもの（運転免許証等）

※申請の際は必ず本人が窓口に来て下さいとのことでした。

（免状申請用紙のみをもらう場合は本人でなくてもよい）

LP協会保安第21～73号  
平成21年11月 5日

都道府県協会 御中  
企業 会員 各位

(社)エルピーガス協会

**労働安全衛生法に基づく第1種圧力容器に係る対応について  
(お願い)**

標記の件、第1種圧力容器を取り扱う製造事業所等（一・二次基地、充てん所、オートガススタンド等）においては労働安全衛生法の規定により、内容積1m<sup>3</sup>（LPG420kg）以上の貯槽（バルク貯槽含む）又は容器を設置して、LPガスを取り扱う作業を行っている事業所では、「第1種圧力容器取扱作業主任者」を選任し、「氏名」及び「取扱業務に関する事項」を事業所内に掲示しなくてはならないこととなっております。

つきましてはまだ「第1種圧力容器取扱作業主任者」の選任がなされていない事業所は、別添の日本LPガス団体協議会・保安委員会の案内の通り手続きを取っていただきますようお願いいたします。

なお当該の作業主任者の免状については「高圧法製造保安責任者免状」等を所持していれば、所轄の都道府県労働局の窓口申請することで当該免状取得ができますのでよろしくようお願いいたします。

以上

発信手段：メール、FAX

（担当者：保安グループ 斎藤（均）、内倉、渡辺、瀬谷）